

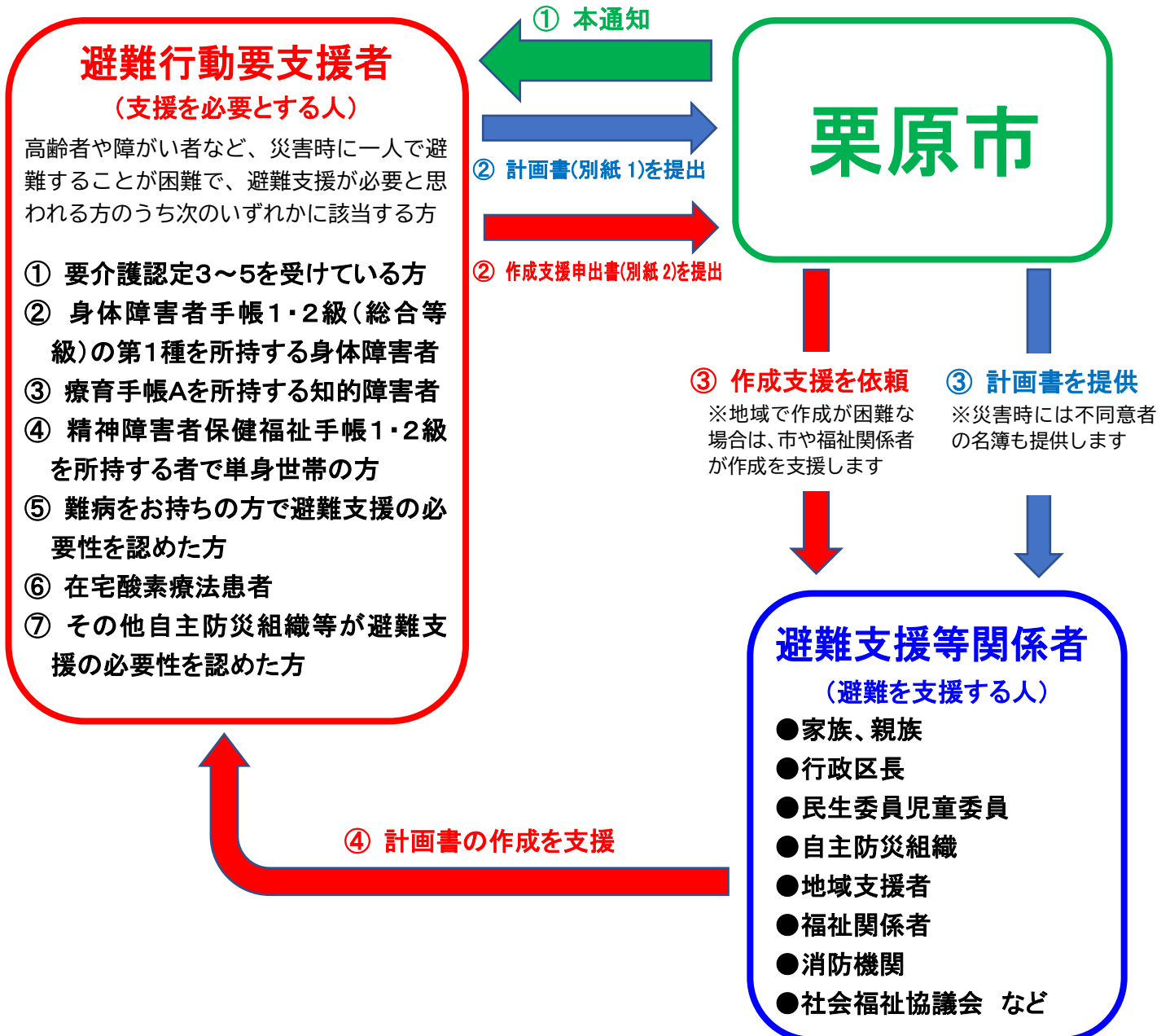
避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成について

栗原市市民生活部社会福祉課（電話 22-1340）

近年、地震や大雨などの自然災害により、大きな被害が発生しており、栗原市では、災害時に自らの力で避難することが困難と思われる避難行動要支援者を対象に、今年度より「個別避難計画」の作成を推進します。

「個別避難計画書」作成のイメージ

- 自分または家族で計画を作成することができる方
- 自分で計画を作成することができない方（作成支援が必要な方）



「避難行動要支援者」とは？

高齢者や障害者など、災害時に一人で避難することが困難で、避難支援が必要と思われる方のうち、次のいずれかに該当する方です。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
- ⑤ 難病をお持ちの方で避難支援の必要性を認めた方
- ⑥ 在宅酸素療法患者
- ⑦ その他自主防災組織等が避難支援の必要性を認めた方

「避難行動要支援者名簿」とは？

栗原市では、平成29年度から、災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援が必要と思われる方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

「避難行動要支援者名簿」は、ご本人の同意を得た上で、平常時から自主防災組織、行政区長、民生委員など避難に関わる関係者に情報提供し、災害時の避難支援に役立ております。

「個別避難計画」とは？

「個別避難計画」は、災害が発生した時に、誰が避難の手助けをするのか、どこに避難するのか、などをまとめた「避難行動要支援者」お一人ごとの避難行動に関する計画です。

栗原市では、既に「避難行動要支援者名簿」に登録されている方の全員を対象として個別避難計画を作成してまいります。

個別避難計画書の作成にあたっては、ご本人の同意を得た上で、避難を手助けする方が近くにいるかどうかなど、それぞれの状況に応じて作成を進めてまいりますので、表面の「個別避難計画書」作成のイメージをご確認いただき、別紙1「栗原市避難行動要支援者名簿・個別避難計画書（兼同意確認書）」又は別紙2「栗原市避難行動要支援者個別避難計画書作成支援申出書」のいずれかにご記入いただき、同封の返信用封筒により市へ提出してください。

【個別避難計画書作成に関する注意事項】

- 避難支援者が安全であることが前提の計画であるため、支援者が必ず支援することを約束するものではありません。また、支援者の方が法的な責任や義務を負うものではありません。
- 個別避難計画における避難支援者は行政があっせんを行うものではありません。いざという時にスムーズな避難支援を実施するために、家族やお付き合いのあるご近所の方など地域の皆さんを支援者として記入いただくこととなります。
- 避難支援を必要とする方も、日頃からご近所の方など地域の皆さんと顔の見える関係づくりを心掛けるとともに、自らの安全を確保するため、できるだけ防災対策のご検討をお願いします。
- 実際に、災害等が起きそうだ、又は災害等が起きたという時には、市からの情報などをもとにこの計画に従って、ご本人又はご家族等の判断で避難を開始してください。
- 個人情報に厳重に管理されるよう、市と情報共有先の間で個人情報の取扱いについて必要な手続きを行ったうえ情報共有を行います。

【問い合わせ先】

栗原市市民生活部社会福祉課社会福祉係

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話 0228-22-1340 ファクス 0228-22-0340